

6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

に改め、同表の6のA中「若しくは半壊し」を「半壊し、若しくは半壊若しくは半壊に準ずる程度の損傷を受け」に改め、同6のイ中「58万4,000円」を「次に掲げる額」に改め、同イに次のように加える。

(7) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 59万5,000円

(イ) 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円

別表第1の8のウの(イ)中「4,400円」を「4,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「5,100円」を「5,200円」に改め、同表の9のウ中「21万1,300円」を「21万5,200円」に、「16万8,900円」を「17万2,000円」に改め、同表の11のウの(7)中「3,400円」を「3,500円」に改め、同ウの(イ)中「5,300円」を「5,400円」に改め、同表の12のイ中「13万5,400円」を「13万7,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年10月12日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第357号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和元年12月16日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
飯田市立病院	飯田市八幡町438番地	令和5年1月5日

医療推進課

長野県告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和元年12月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
いしかわ薬局	松本市清水二丁目1番10号	令和元年12月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和元年12月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
ホーム土屋薬局 伊那市中央4960	アイン伊那中央薬局 伊那市中央4958	令和元年11月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和元年12月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
有限会社 愛生館薬局	上伊那郡辰野町大字平出1527	令和2年1月1日
青い鳥薬局 寿店	松本市寿北8-21-3	令和元年10月31日
いしかわ薬局	松本市清水二丁目1番10号	令和元年11月30日
モリキ上田芳田薬局	上田市芳田1505-2	令和元年10月31日

保健・疾病対策課

長野県長野建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年1月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月16日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安庭篠ノ井線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井有旅字上手1601番の1地先から 長野市篠ノ井有旅字上手1639番の1地先まで	旧	5.1~7.4 m	0.1170 km
同上	新	5.1~12.6	0.1170

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年1月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月16日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 路線名 波田北大妻豊科線
- 2 供用を開始する区間
松本市波田字上島903番の1地先から
松本市波田字上島1161番の1地先まで

松本市波田字上島919番の1地先から
松本市波田字上島927番の1地先まで

松本市波田字上島930番の1地先から
松本市波田字上島933番の1地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和元年12月16日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年1月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月16日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 路線名 安庭篠ノ井線
- 2 供用を開始する区間
長野市篠ノ井有旅字上手1601番の1地先から
長野市篠ノ井有旅字上手1639番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年12月16日

道路管理課